

## 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等の概要

### 1. 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、以下の省令及び告示について所要の改正を行うもの。

- ・ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年法律第120号）
- ・ 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）

### 2. 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

- 利用者証明検証者が行う、利用者証明用電子証明書（以下単に「電子証明書」という。）が当該利用者証明利用者（以下単に「利用者」という。）本人から送信されていることの確認は、暗証番号の入力を求める方法によるものとする。
- 認可を受けた利用者証明検証者が行う、電子証明書が当該利用者本人から送信されていることの確認は、個人番号カードの写真と利用者が同一の者であることを目視により確認する方法又は機器を用いて確認する方法（適切に照合ができなかったときは、暗証番号の入力又は目視により本人確認を行うことができる場合に限る。）によるものとする。
- 認可の申請において提出する確認の実施に係る計画には以下の事項を記載することとする。
  - ① 認可を受けて行おうとする確認に係るサービスの内容
  - ② 確認の業務の手順、その業務に従事する者の指揮命令系統及び業務の一部又は全部を他に委託する場合においては、受託者の名称や委託を行う業務の範囲その他の認可を受けて行おうとする確認の実施体制に関する事項

- 認可を受けるために満たすべき設備の基準は以下のとおりとする。
  - ① 特定利用者証明検証者証明符号を用いるための設備
    - ・ 入出場を管理するために必要な措置が講じられた部屋に設備を設置すること
    - ・ 電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するための措置が講じられていること。
    - ・ 正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止する措置及び当該設備の動作を記録する機能を有すること。
    - ・ 特定利用者証明検証者証明符号（以下単に「検証者証明符号」という。）を管理する装置は、耐タンパー性を有すること。
    - ・ 地震・火災・水害その他の災害の被害を容易に受けないように必要な措置が講じられていること。
  - ② 利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を行う際の設備
    - ・ 確認を適切に行うことができる性能を有するものであること。
    - ・ その性能に支障を生じない場所に設置されていること。

※ その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示（案）の概要

- (1) 認可の申請に係る確認の実施に関する計画関係
  - 情報の漏えい防止等のために必要な措置には、電子証明書が当該利用者本人から送信されていることの確認を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守することや検証者証明符号の漏えいの防止及び漏えいのおそれがある場合の対応のための体制等を定めることを含むことを規定する。
- (2) 検証者証明符号を用いるための設備の基準関係
  - 検証者証明符号を管理する部屋への入出場を管理するために必要な措置として、その者が入室する権限を有することを、入退室する者に鍵を貸与する際に確認することや入退室管理カードにより確認することにより、入退室の管理を適切に行うこと等を規定する。
  - 不正なアクセス等を防止するために必要な措置として、ファイアーウォールの設置や、設備間の通信が必要となるときは、相互認証を行うとともに、データの暗号化を行うこと等を規定する。

- 正当な権限を有しない者による設備の作動を防止するための措置として、検証者証明符号を用いるための設備を操作者によって作動させる場合は、操作者及びその者の権限の確認を行うこと等を規定し、設備の動作を記録する機能として、設備を作動させた操作者やその日時等の履歴を記録する機能を有していること等を規定する。
  - 地震・火災・水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置として、設備の構成部品の固定その他の耐震措置等が講じられていること等を規定する。
- (3) 利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認の際の設備関係
- 利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を適切に行うために必要な性能として、他人を個人番号カードに表示・記録された写真により識別される者と同一の者であると誤認しないよう、確認に当たり、適切な水準を確保できること、個人番号カードに表示・記録された写真と照合するために必要な画質を有した本人の画像を撮影することができることを規定する。
- (4) 検証者証明符号の提供の方法関係
- 地方公共団体情報システム機構が検証者証明符号の提供を行うときの方法として、検証者証明符号を暗号化して電磁的記録媒体に出力することや、特定利用者証明検証者に耐タンパー装置内で復号化を行わせること等を規定する。

※ その他所要の改正を行う。

#### **4. 根拠条文**

- ・ 改正法による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第19条第2項、第38条第2項、第38条の2及び第38条の3
- ・ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）第35条 等

#### **5. スケジュール（予定）**

公布：令和2年5月下旬

施行：改正法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和2年5月下旬）